

■自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準

青森市における自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準は次のとおりです。

次の区域内においては、原則として認定できません。ただし、区域の指定解除が決定している場合又は近い将来解除されることが確実と見込まれる場合については、この限りではありません。

- 一 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 三 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域